

揭示文兼入札説明書 【電子入札対象案件】

独立行政法人都市再生機構中部支社の「R 8－美浜町運動公園整備工事」に係る入札等については、この揭示文兼入札説明書によるものとする。

1 揭示日 令和8(2026)年7月29日(水)

2 発注者 独立行政法人都市再生機構中部支社 支社長 小澤 誠一
〒460-8484 名古屋市中区栄四丁目1番1号

3 工事概要

- (1) 工事名 R 8－美浜町運動公園整備工事
- (2) 工事場所 愛知県知多郡美浜町大字奥田字奥田前他
- (3) 工事内容 設計図書参照
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和10(2028)年3月10日まで
- (5) 工事実施形態

- ① 本工事は、申請時に「企業の施工実績」について記述した競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（施工能力審査型（技術提案なし）、タイプA）の工事（電子入札対象案件）である（なお、本工事は、「独立行政法人都市再生機構における総合評価方式実施ガイドライン（土木・造園部門）令和8年3月」を適用するものとする。）。
- ② 本工事は、申請書及び資料の提出と同時に見積価格書を受け付け、ヒアリングを通じて妥当性が確認できた見積価格を予定価格に反映させることができる、見積りの提出を求め活用する方式の工事である。また、本工事は競争参加資格の結果通知の際、予定価格に反映させた項目を通知する試行工事である。なお、見積価格の事後確認のため、見積価格及び実績価格を記載した資料を工事契約後速やかに提出すること。
- ③ 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、月単位の週休2日を達成するよう工事を実施する「月単位の週休2日促進工事」である。実施方法等の詳細については、現場説明書の記載による。
- ④ 本工事は一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
- ⑤ 本工事においては、申請書及び資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、中部支社総務部経理課へ承諾願を提出の上、承諾を得て紙入札方式に代えることができる（様式は、当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできる。）
- ⑥ 本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨工事の試行対象である。なお、実施方法等については、現場説明書の記載によるものとする。

- ⑦ 本工事は、下記 4 (12)に掲げる専任特例 2 号の配置に関する兼務要件を満たす場合においては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項ただし書第二号（専任特例 2 号）の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認める工事である。
- ⑧ 本工事において低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、下記 4 (11)に示す監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。
- (6) 設計図面及び現場説明書等の交付期間及び方法
- ① 交付期間：令和 8 年 7 月 29 日（水）から令和 8 年 8 月 31 日（月）まで
ただし、上記期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 4 時（ただし、正午から午後 1 時の間は除く。）まで。
- ② 交付方法：設計図面及び現場説明書等は、データにより無償にて交付する。ただし、発送に係る費用は、交付希望者の負担とする。交付を希望する場合は、【別添 1】「設計図面等交付申込書」を下記の受付期間中に F A X にて送付し、申し込むこと。F A X 受領日より、3 営業日後までに到着するように独立行政法人都市再生機構中部支社コピーセンター受託業者「有限会社下岡商会」から着払い便にて発送する。（土曜日、日曜日及び祝日は、営業日として数えない。）3 営業日を過ぎても到着しない場合は、下記の電話まで確認すること。
- ③ 申込先
F A X 送付先：コピーセンター受託業者 有限会社下岡商会
FAX 052-238-9277（総務部経理課の FAX 番号）
問い合わせ先：独立行政法人都市再生機構中部支社 総務部 経理課
電話 052-238-9112

4 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構中部地区における令和 7・8 年度の一般競争参加資格について、「土木工事 A 等級」又は「土木工事 B 等級」の認定を受けていること。共同企業体の構成員については、2 者以内とし、「土木工事 A 等級」の組合せ、「土木工事 B 等級」の組合せ、もしくは「土木工事 A 等級」と「土木工事 B 等級」の認定を受けている者の組合せとする。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部支社長（以下「支社長」という。）が別に定める手続に基づく競争参加資格の再審査により、土木工事 A 等級又は B 等級の再認定を受けていること。）。
- なお、令和 7・8 年度の一般競争参加資格の認定を受けていない場合は、令和 8 年 8 月 21 日（金）までに「土木工事 A 等級」又は「土木工事 B 等級」の随時登録申請を当機構が受理し手続きが完了し、認定において「土木工事 A 等級」又は「土木工事 B 等級」であること。一般競争参加資格申請書の入手及び提出方法並びに問合せ先については、当機構ホームページを参照（<http://www.ur-net.jp/order/info.html>）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 申請書、資料及び見積価格書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (5) 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な契約不適合が認められるにもかかわらず、当該不適合の存在自体を否定する等の行為をいう。
- (6) 当機構中部支社（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、申請書及び資料の提出期限日前1年以内の期間において60点未満のものがいないこと。（工事成績評定点が通知されていないものを除く。）
- (7) 地理的条件において以下の要件を満たす者であること。
愛知県、岐阜県、三重県又は静岡県に建設業法の許可を受けた本店、支店又は営業所を設置していること。
- (8) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと。
※定義については、当機構ホームページ (<https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>) に掲載。
- (10) 平成23年4月1日以降に元請けとして施工を完了したものの内、次の1)、2)の条件を満足する同種工事の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、経常建設共同企業体の場合、すべての構成員が上記の実績を満たすこと。）。
- 1) 面積2,500m²以上の舗装工事
- 2) 延長200m以上の排水工事（排水管、側溝）、若しくは管径600mm以上の樋管工事
- (11) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、配置予定技術者という。）を当該工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。
- ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。
- ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者
 - ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者
 - ・ これらと同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者
- ② 平成23年4月1日以降に、担当技術者として上記4(10)の同種工事の1)又は2)を1件以上実績として有すること。なお、実績とする同種工事の着手時点で①の資格を有すること。また、実績とする同種工事の担当として着手から完了までの全ての期間に従事していること。これらを証明できる書類を添付すること。
- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- ④ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的雇用関係とは申請書、資料及

び見積価格書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。なお、被保険者証の写しを提出する場合は、あらかじめ記号・番号等を油性マーカーで塗りつぶすこと。

- ⑤ 配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。ただし、その場合3名を限度とする。複数候補者がいる場合の配置予定技術者の評価は、最も低い技術者の評価点の合計をもって評価する。
- ⑥ 実際の施工にあたって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。特別な場合において、やむを得ず変更する場合、上記①から④までの基準を満たす技術者を配置すること。

(12) 専任特例2号の配置を行う場合においては、以下の兼務要件をすべて満たすこと。

《兼務要件》※監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象外。

- ① 監理技術者補佐の要件（建設業法施行令第28条に規定の、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者、又は一級施工管理技士等の国家資格者、若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者）を満たす技術者を本工事に専任で配置すること。
- ② 兼務する工事は、2を超えないこと。
- ③ 専任特例2号が兼務する他の工事と本工事の距離が直線距離で10km程度であること。
- ④ 専任特例2号及び監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（配置の日以前に3ヶ月以上の雇用関係）があること。
- ⑤ 専任特例2号と監理技術者補佐は常に連絡が取れる体制を確立すること。
- ⑥ 専任特例2号は監理技術者補佐の補助を受け、監理技術者が行うべき職務（安全管理、品質管理、工程管理、施工における主要な会議への参加、現場巡回及び主要な工程立ち会い等）を適切に実施するとともに、監理技術者補佐を適切に指導すること。
- ⑦ 兼務する工事の発注者が、専任特例2号の配置を認めている工事であること。

(13) 令和6年4月1日から資料の提出期限までの間に当機構が中部地区で発注した工事種別「土木」（同期間内に「枠組み協定一括発注」又は「追加工事協定一括発注」が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「土木」を対象とする。以下本項において同じ。）において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評価が68点未満（工期末が令和6年10月1日以降の工事については、70点未満とする）がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）については、次の条件を満たしていること。

- ・当機構中部地区が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。
- ・当機構中部地区が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格で契約し、施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

(14) 調査基準価格を下回った価格により落札した場合は、次のとおりとすること。

- ① 主任技術者又は監理技術者と同等の資格要件（上記(11)②に掲げる工事経験を除く。）を有する専任の技術者を1名以上追加配置できること。追加配置する技術者は、監理技術者及び主任技術者の取扱いとしないこと。追加配置する技術者を工事実績データに登録する場合は、担当技術者とする。

なお、追加配置する技術者については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。

② 低入札価格調査となった場合、重点監督の試行を実施するものであること。

「重点監督の実施」とは次のとおり。

イ 監督員による検査行為頻度の割増し

ロ 中間検査（部分払いや引渡しを伴わない出来高確認）の実施

ハ 機構が策定する重点監督方針に沿った工事計画書の義務付け及び同計画書確認後の工事着手承認等（その遅れによる工期延伸等は認められない。）をいう。

(15) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(16) 共同企業体の参加について

共同企業体の構成は、上記(1)から(15)に掲げる条件を全て満たす者で構成され、かつ、次により構成しなければならない。

① 構成員の数及び組み合わせ

上記4(2)による。

② 構成員の技術的要件

イ 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱う場合がある。

ロ 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての施工実績があり、かつ、本工事と同種工事の工事を施工した経験があること。

ハ 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る主任技術者又は監理技術者については、上記(11)による。

③ 出資比率

各構成員とも、20%以上の出資比率であること。

④ 代表者要件

代表者は、上記(10)に掲げる工事の施工実績を有すること。

⑤ 登録申請等

本工事の競争入札に参加を希望し、下記8(1)の申請書及び資料を提出しようとする共同企業体は、次のとおり事前に登録の申請をしなければならない。共同企業体データの登録後、申請書及び資料を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有するものとして認定を受けなければならない。

なお、共同企業体登録申請書等は、【別添2】「特定建設工事共同企業体協定書等の作成の手引き」に従い作成すること。

提出期間： 令和8年7月29日(水)から令和8年8月21日(金)まで

ただし、上記期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時（ただし、正午から午後1時の間は除く。）まで。

提出場所： 下記7(1)に同じ。

提出方法： 持参によるものとし、郵送その他によるものは受け付けない。申請書及び資料は共同企業体データの登録後、電子入札システムにより提出することができる（使用するICカードについては、電子入札運用基準8-4を参照）。なお、上記期間内に共同企業体登録申請書等を提出しない場合又は競争参加資格がないと認められた場合は、本工事の競争入札に参加することはできない。

⑥ 認定資格の有効期間

認定の日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

⑦ その他

イ 共同企業体の名称は、「〇〇・△△建設工事共同企業体」とする。

ロ 経常建設工事共同企業体は、特定建設工事共同企業体の構成員として申請することはできない。

5 設計業務等の受注者等

(1) 上記4(8)の「工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

- ・住 所：岡山県岡山市北区津島京町3-1-21
会社名：株式会社エイト日本技術開発
- ・住 所：愛知県豊田市美里二丁目17番地の5
会社名：早川都市計画株式会社
- ・住 所：名古屋市千種区池下一丁目11-21
会社名：富士エンジニアリング株式会社

(2) 上記4(8)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の

①又は②に該当するものである。

- ① 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 総合評価に関する事項

(1) 入札参加者は「価格」及び「施工実績」をもって入札するものとし、入札価格が予定価格の制限範囲内である者のうち、下記(2)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。また、評価値の最も高い者が2名以上ある時は、電子くじにより落札者となるべき者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められる

ときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- (2) 評価値は、価格評価点、技術評価点を合算した数値とし、技術評価点の算出は、各々の評価項目における評価点を合算した数値に、設定した最大加算点となるように比例配分により算出する。なお、技術評価点の最高点数は30点とする。

評 価 値 = 価格評価点 + 技術評価点

価格評価点 = $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

技術評価点 = 施工実績の評価点

- (3) 本工事の総合評価のうち、「技術評価点」に関する「企業の施工実績」及び「配置予定技術者の施工実績」の評価項目、評価基準及び得点配分は、【別記1】「評価項目、評価基準及び得点配点等について」のとおりとする。

7 担当窓口等

- (1) 令和7・8年度の一般競争参加資格の認定及び入札手続きに関する事項

〒460-8484 愛知県名古屋市中区栄四丁目1番1号 中日ビル 総合受付 17階
独立行政法人都市再生機構中部支社 総務部 経理課
電話 052-238-9112

- (2) 公募条件に関する事項（申請書、資料及び見積価格書）、設計図書に関する事項

〒460-8484 愛知県名古屋市中区栄四丁目1番1号 中日ビル 総合受付 17階
独立行政法人都市再生機構中部支社 住宅経営部 環境整備課
電話 052-238-9251

8 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書、資料及び見積価格書を提出し、支社長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

① 申請書、資料及び見積価格書の提出方法、期間

イ 提出方法

- i 申請書【別記様式1】は、電子入札システムで提出すること。なお、添付する申請書は、【別記様式1】「競争参加資格確認申請書」のみとする。ただし、やむを得ない事由により、支社長の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。この場合、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（460円）の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出すること。
- ii 資料及び見積価格書は、電子入札システムにおいて上記iの申請書を提出後、内容を説明できる者が持参又は郵送するものとし、電送によるものは受け付けない。なお、提出予定日の2営業日前までに、提出場所にその日時について連絡するものとする。（iの提出を電子入札システムで行う場合も持参するものとする）。

郵送の場合は紙ファイルに綴じて配送番号・配送履歴の記録が残る郵送方法にて提出すること。封筒表に「R8－美浜町運動公園整備工事に係る資料 在中」と記載するこ

と。申請書【別記様式1】は、電子入札システムで提出した原本を提出すること。

また、見積価格書は、紙ファイルに加えて当機構がデータを編集できる状態のExcelデータをCD又はDVDに収録し、紙ファイルに同封して提出すること。CD-R・DVD-R以外の保存媒体（USBメモリ、SDカード、HDD等）による提出は無効とする。CD又はDVDに収録するデータは見積価格書のみとし、「(参考) 工事費内訳書」は収録しないこと。

ロ 提出期間

令和8年7月29日(水)から令和8年8月31日(月)まで。

ただし、上記期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時(ただし、正午から午後1時の間は除く。)まで。

② 一般競争参加資格の申請の提出期間及び問合せ先

上記4(2)の一般競争参加資格の認定を受けていない者も次に従い申請書、資料及び見積価格書を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(16)までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

上記4(2)の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」(令和4年10月3日付け独立行政法人都市再生機構理事公示)別記2に掲げる申請者(申請者が経常建設工事共同企業体である場合においては、その代表者。)の本店所在地(日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。)の区分に応じ、同別記2に定める提出場所において、随時受け付ける。なお、期限までに申請書、資料、見積価格書のいずれかを提出できない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

一般競争参加資格が無い場合、以下のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行うことが出来る。

イ 提出期間

令和8年7月29日(水)から令和8年8月21日(金)まで。

ただし、上記期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時(ただし、正午から午後1時の間は除く。)まで。

ロ 問合せ先

上記7(1)に同じ。

- (2) 申請書及び資料は、[別記様式等]に示す「詳細条件審査型一般競争入札参加資格申請書類作成の手引き」を参考に、次に従い作成すること。

① 申請書(競争参加資格確認申請書)は、【別記様式1】により作成すること。

② 企業の施工実績等

上記4(10)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を【別記様式2】に記載し、関連する資料を添付すること。

③ 配置予定技術者

上記4(11)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び工事の実績

を【別記様式3】に記載し、関連する資料を添付すること。

配置予定技術者として複数の候補技術者の資格及び同種工事の施工実績を記載することもできる。

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合及び上記4(14)に記載する低入札価格調査対象となった場合に上記4(11)①～④の基準を満たす主任技術者又は監理技術者と同等の資格要件を有し、安全、品質管理を専任する技術者を1名以上追加配置できない場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。なお、配置予定技術者については資格が証明できる資料等の写しを提出すること。配置予定技術者を本工事の現場に専任で配置すること。なお、配置予定技術者の変更は、原則として認めない。専任特例2号の配置を行う場合においては、専任特例2号に関する【別紙4】を提出すること。

④ 企業の施工実績、配置予技術者の施工実績

「企業の施工実績」は【別記様式4-1】、「配置予技術者の施工実績」は【別記様式4-2】にそれぞれ記載し、各評価基準に該当していることが確認できる資料の写しを提出すること。

表彰実績及び工事成績評定点等が証明できる資料の写しを提出すること。ISO9001 及びISO14001 認証取得状況について記載し、登録証の写しを添付すること。ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する認定書の写しを添付すること。

⑤ 契約書の写し

上記②の施工実績として記載した工事が元請の実績である証明ができる書類(工事請負契約書の表紙、特定元方 事業者の事業 開始報告書等)の写しを提出すること。また、併せて施工実績に記載した工事概要が確認できる図面等の写しを提出すること。ただし、当該工事の施工実績として記載された工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」に登録されており、上記内容が確認できるもの(工事カルテ等)の写しを提出することをもって代えることができる。なお、国・地方公共団体・公団・機構等公共機関以外から受注した工事については、併せて当該書類の原本を提示し受付者の確認を受けること。

上記②の施工実績として記載した工事の契約書及び工事内容が解る設計図書等の写しを提出すること。なお、民間工事については、請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく「特定元方事業者の事業開始報告」の写しを提出すること。

※民間工事に関するすべての書類については、原本確認・契約相手方への問い合わせを行うことがある。

⑦ 令和7・8年度の「有資格者名簿」の該当部分の写し

機構HP(「入札・契約情報」>「入札等に参加される皆さまへ」)の有資格者名簿にて「土木工事A等級」又は「土木工事B等級」の認定を受けていることがわかる該当部分の写し

を提出すること。

- ⑧ 建設業許可申請書の写し
- ⑨ 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し等

上記 4 (15) に示す競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを資料に併せて提出すること。なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が適用除外となっている場合には別記様式 6 元請適用除外誓約書を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、以下に示すいずれかの書面とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知書)の写し

※あらかじめ記号・番号等を油性マーカー等で塗りつぶし、判読が不可能な程度にマスキングを施された写しを提出するものとする。

- ⑩ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標に係る適合状況【別記様式 6-1、6-2】を記載の上、認定を受けている場合には、ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する認定書の写しを添付すること。

(3) 見積価格書

- ① 見積価格書は、【別記 3】に基づき【別記様式 7】で作成すること。
- ② 見積価格書の内容に対するヒアリングを次のとおり実施する。

イ 日時：令和 8 年 9 月 7 日（月）又は 9 月 8 日（火）

ヒアリングの日時については、見積価格書の提出後からヒアリング予定日の 2 営業日前までに、当機構からヒアリング場所や日時等を連絡する。

ロ 場所：〒460-8484 愛知県名古屋市中区栄四丁目 1 番 1 号 中日ビル 総合受付 17 階
独立行政法人都市再生機構中部支社

ハ 参加者：見積価格書の内容及び根拠の説明をすることができる者が参加すること。

ニ 担当課：上記 7 (2) に同じ

- ③ 見積価格書を予定価格に反映させた項目は、閲覧により通知する。閲覧を希望する場合は、上記 7 (2) に連絡し、あらかじめ閲覧日を予約したうえで訪問すること。当日予約は、受け付けない。

イ 閲覧期間

令和 8 年 9 月 18 日（金）から令和 8 年 10 月 1 日（木）まで。

ただし、上記期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 4 時（ただし、正午から午後 1 時の間は除く。）まで。

ロ 閲覧場所

予約時に通知する。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書、資料及び見積価格書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年9月14日（月）までに電子入札システム（紙により申請した場合は紙）にて通知する。

(5) その他

- ① 申請書、資料及び見積価格書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 発注者は、提出された申請書、資料及び見積価格書を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書、資料及び見積価格書は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書、資料及び見積価格書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤

(6) 保険に関すること

4 (15) に示す競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを併せて提出すること。なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には元請適用除外誓約書【別記様式5】を、未加入であった者がその後加入した場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険の加入したことを証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知書）の写し

9 苦情申立て

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支社長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

①提出期限：令和8年9月24日（木） 午後4時

②提出場所：上記7(1)に同じ。

③提出方法：電子入札システムにより提出するものとする。ただし、支社長の承諾を得た場合は、書面を提出場所に持参するものとし、郵送又は電送によるものは受付けない。

(2) 支社長は、説明を求められたときは、令和8年10月1日（木）までに説明を求めた者に対し電子入札システム（紙による説明要求の場合は、紙）により回答する。

ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

(3) 支社長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

(4) 支社長は、上記(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った

書面を電子入札システムにより遅滞なく公表する（紙による説明要求の場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。）。

1 0 掲示文兼入札説明書（公募条件、総合評価方式、見積価格書、設計図書及び現場説明書等）に対する質問・回答及び追加説明

- (1) 公募条件、総合評価方式及び見積価格書に対する質問がある場合には、持参若しくは郵送により提出すること。質問書様式は【別添 3】による。提出がない場合は、質問がないものとみなす。

① 質問書の提出

イ 提出期間：令和 8 年 7 月 29 日（火）から令和 8 年 8 月 17 日（月）まで。

ただし、上記期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後 4 時（ただし、正午から午後 1 時の間は除く。）まで。

ロ 提出方法：上記 7 (2) に持参若しくは郵送することにより提出するものとする。

② 回答書の閲覧

閲覧を希望する場合は、上記 7 (2) に連絡し、あらかじめ閲覧日を予約したうえで訪問すること。当日予約は、受け付けない。

イ 閲覧期間：令和 8 年 8 月 21 日（金）から令和 8 年 8 月 28 日（金）まで

ただし、上記期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後 4 時（ただし、正午から午後 1 時の間は除く。）まで。

ロ 閲覧場所：上記 7 (2) に同じ

- (2) 設計図書及び現場説明書に対する質問がある場合には、電子入札システムにより提出すること。質問書様式は【別添 3】による。提出がない場合は、質問がないものとみなす。

① 質問書の提出

イ 提出期間：令和 8 年 9 月 1 日（火）から令和 8 年 9 月 1 4 日（月）まで

ロ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。発注者の承諾を得た場合は、質問書を上記 7 (1) に郵送又は持参することにより提出するものとする。

② 回答書の閲覧

電子入札システムにより閲覧に供するが、紙により質問書を提出した者の回答及び機構からの補足訂正事項等については、上記 7 (2) に連絡し、あらかじめ予約したうえで訪問した者に対し閲覧に供するものとする。当日予約は、受け付けない。

イ 回答日：令和 8 年 9 月 24 日（木）から令和 8 年 10 月 9 日（金）まで

ただし、上記期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後 4 時（ただし、正午から午後 1 時の間は除く。）まで。

ロ 閲覧場所：上記 7 (2) に同じ。

1 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書、工事費内訳書の提出方法

- (1) 入札の日時及び入札書、工事費内訳書の提出方法

イ 入札日時：令和 8 年 10 月 13 日（火）正午まで。

ロ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。

ただし、支社長の承諾を得た場合は、書面により上記 7 (1) に持参すること。
郵送又は電送による提出は認めない。

(2) 開札の日時及び場所

イ 開札日時：令和 8 年 10 月 14 日（木）午前 10 時

ロ 開札場所：上記 7 (1) に同じ。

(3) その他

紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、当機構から競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。第 1 回目の入札が不落になった場合は、再度入札に移行する。入札書の締切り及び開札の日時については、次のとおりとする。書面により再度入札する場合については、発注者から指示する。

イ 電子入札システムによる再入札書の締切日時

提出日時：令和 8 年 10 月 14 日（木） 午前 11 時 30 分

ロ 電子開札の日時及び場所

開札日時：令和 8 年 10 月 14 日（木） 午前 11 時 40 分

開札場所：上記 7 (1) に同じ

1 2 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

1 3 入札方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札執行回数は原則として 2 回を限度とする。ただし、2 回目の入札で落札者がいないときは、直ちに又は別に日時を定めて、2 回目の入札参加者の中から希望者を募り、見積合わせを行うことがある。
なお、見積合わせの執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

1 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 請負代金額の 10 分の 1 以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証

をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

1.5 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応する工事費内訳書を提出すること。第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した「工事費内訳書」の提出を求める。電子入札による場合は、入札書に「工事費内訳書ファイル」を添付し、同時送付すること。（ファイル容量が3MBを超える場合は入札書を電子入札システムで提出したうえで、工事費内訳書一式を上記7(1)に持参すること。）

なお、紙により持参する場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて持参すること。

提出日時：上記11(1)に同じ

提出先：上記7(1)に同じ

- (2) 工事費内訳書は、「参考資料（工事費内訳書）」に単価及び金額のみを追記して提出すること。「参考資料（工事費内訳書）」に記載の種目別内訳、科目別内訳、数量及び単位等は変更しないこと。また、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費及び建設業退職金共済契約に係る掛金を記載すること。（工事費内訳書には、商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載すること。会社印及び代表者（又は代理人）印は電子入札システムにより提出する場合、省略できる。持参又は郵送して提出する工事費内訳書の押印を省略する場合は、本件責任者・担当者・連絡先（電話番号）を記載すること。）
- (3) 内訳書が次のいずれかに該当する場合は、入札心得書第7条第9号に該当する無効の入札として、原則として当該内訳書提出者の入札を無効とする。

- ① 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）

- イ 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- ロ 内訳書とは無関係な書類である場合
- ハ 他の工事の内訳書である場合
- ニ 白紙である場合
- ホ 内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
- ヘ 内訳書が特定できない場合
- ト 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

- ② 記載すべき事項が欠けている場合

- イ 内訳の記載が全くない場合
- ロ 入札説明書又は競争入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合

- ③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合

- イ 他の工事の内訳書が添付されていた場合

- ④ 記載すべき事項に誤りがある場合

- イ 発注者名に誤りがある場合
 - ロ 発注案件名に誤りがある場合
 - ハ 提出業者名に誤りがある場合
 - ニ 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
 - ⑤ その他未提出又は不備がある場合
- (4) 内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

1.6 開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと（電子入札システムにて入札を行う場合は、立ち会いは不要）。

1.7 入札の無効

本揭示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、別冊現場説明書及び別冊入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに特段の理由もなく見積価格書の提出がなされないままなされた入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、支社長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

1.8 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法

落札者の決定は上記6(1)による。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第366条第2項の規定に基づき定められた、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」に基づく調査基準価格を下回る場合は、【別紙1】のとおり低入札価格調査を行うものとする。

また、低入札価格調査対象工事となった場合、施工体制計画及び工事費内訳書の算出根拠等（材料費、機械経費、労務費等の内訳、共通仮設費及び諸経費の内訳、下請予定業者・納入予定業者の見積書又は取引実績等）の提出を求めるので、これに応じること。

- (3) 上記6(1)ただし書きに該当し、入札（見積）心得書第9条第2項に定める低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書【別紙3】として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

1.9 支払条件

- (1) 前金払 40%以内
- (2) 中間前金払 又は 部分払（出来高）8回
- (3) 完成払

また、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替えるものとする。

20 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 「無」

21 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、当機構ホームページ (<https://www.ur-net.go.jp/>) の「入札・契約情報」に掲載されている入札（見積）心得書（電子入札用の入札心得を含む。）及び契約書（案）並びに電子入札運用基準を熟読し、入札（見積）心得書及び電子入札運用基準を厳守すること。
- (3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 当機構が取得した文書（例：競争参加資格確認申請書等）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、開示請求者（例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。
- (5) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く毎日、午前8時30分から午後8時まで稼働している。システムを停止する場合等は、当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札の下部「お知らせ」において公開する。
- (6) システム操作マニュアルは、当機構ホームページ (<https://www.ur-net.go.jp/>) に公開している。
- (7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ① システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札総合ヘルプデスク 電話 0570-021-777
電子入札ホームページ (<https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>)
 - ② ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
ICカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせすること。
ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記7(1)へ連絡すること。
- (8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
 - ・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールで

も知らせる。)

- ・日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・見積依頼通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・見積書受信確認通知（不落随契に移行した場合のみ。電子入札システムから自動通知）
- ・見積締切通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

- (9) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・業務の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ。これに基づき、次のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表する必要があり、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表することがあり得る。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること。
- ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ロ 当機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該

当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満、又は3分の2以上

ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当機構に提供していただく情報

イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

- (10) 落札者は、工事請負契約の締結と併せて「個人情報等の保護に関する特約条項」を締結し、「個人情報等に係る取扱手順書」により個人情報等を適切に取扱わなければならない。（詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→特約条項等→個人情報等の保護に関する特約条項を参照。）
- (11) 落札者は、工事請負契約の締結と併せて「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」を同日付で締結するものとする。（詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→特約条項等→外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項を参照。）
- (12) 設計図書は、入札・契約手続き以外の目的に使用しないこと。
- (13) 本工事について、以下の対応が発生する。
- ① 当機構職員及び監督員による施工体制、施工状況、品質及び下請けへの支払い条件（支払い内容の確認・書類提出を含む）等に関して着工前、施工中、施工後にヒアリングを実施することがある。
 - ② 上記①による問題点、是正点等が認められた場合は、当機構職員又は監督員により適宜、是正指導を行う。
- (14) 当掲示文兼入札説明書の別記様式及び別添資料については、交付資料（FAX申込）を送付する際にCDデータ化したものを同封する。
- (15) 申請書及び資料を提出する前に、使用印鑑届（代表者の印鑑証明書（提出日の3ヶ月以内のもの・原本）を添付）及び年間委任状を上記7(1)へ提出のこと。令和7年4月1日以降に提出済の場合は、再度提出する必要はない。但し、代表者の変更等記載内容等に変更があれば再度提出が必要となる。

以 上

【別添】

別添 1 F A X 申込書（一般競争設計図面及び現場説明書等交付申込書）

別添 2 建設工事共同企業体協定書等の作成の手引き

- ・ 別添様式 1 共同請負入札参加審査申請書
- ・ 別添様式 2 特定建設工事共同企業体協定書
- ・ 別添様式 3 委任状

別添 3 質問書

【別記様式】

別記 1 評価項目、評価基準及び得点配点等について

別記 2 詳細条件審査型一般競争入札参加資格申請書類作成の手引き

- ・ 別記様式 1 競争参加資格確認申請書
- ・ 別記様式 2 対象工事の施工実績
- ・ 別記様式 3 配置予定技術者の施工実績
- ・ 別記様式 4-1 企業の施工実績
- ・ 別記様式 4-2 配置技術者の施工実績
- ・ 別記様式 5 元請適用除外誓約書
- ・ 別記様式 6-1 ～ 2 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標に係る適合状況

別記 3 見積価格書作成要領

- ・ 別記様式 7（見積様式 1） 見積価格書様式
- ・ 別記様式 8（見積様式 2） 実績価格調査票

【別紙】

別紙 1 低入札価格調査について

別紙 2 追加資料等作成要領

別紙 3 確認書

別紙 4 人員の配置を示す計画書

FAX 申込書

独立行政法人都市再生機構中部支社
一般競争設計図面及び現場説明書等

交 付 申 込 書

申込日：令和 年 月 日

工 事 件 名		R 8－美浜町運動公園整備工事
申 込 者	貴社名	
	御住所 (送付先)	〒
	御連絡先 (電話番号)	
	御担当者名	
備 考	※特定の曜日を避けて配送を希望される場合は、備考欄にご記入ください。	

※設計図書等は、申し込み後 3 営業日までにお手元に到着する予定で発送いたします。

【申込先】 立行政法人都市再生機構中部支社 総務部 経理課

【送信先】 FAX 052-238-9277

【問合先】 独立行政法人都市再生機構中部支社 総務部 経理課 TEL 052-238-9112

※この申込書は、独立行政法人都市再生機構中部支社から設計図書等を発送するために、コピーセンター受注業者の有限会社下岡商会に開示、使用されます。

特定建設工事共同企業体協定書等の作成の手引き

「共同請負入札参加資格審査申請書」「特定建設工事共同企業体協定書」はこの手引きをよくご覧になって作成して下さい。

なお、ご不明な点がございましたら中部支社経理課まで、お問い合わせ下さい。

1 共同請負入札参加資格審査申請書 ……………[別添様式 1]

- (1) 日付
共同企業体結成の日とします。なお、協定書、委任状の日付もこの日付で作成して下さい。
- (2) 建設工事共同企業体名
構成員の社名を記載して下さい。なお、社名は省略が可能です。
(例) ㈱〇〇工業・△△建設㈱が構成員の場合
「〇〇・△△建設工事共同企業体」となります。
- (3) 代表者住所、名称、氏名
共同企業体の代表者の社名等を記載して下さい。
- (4) 工事名は応募する工事件名を記載して下さい。
(例) この度、連帯責任によって〇〇団地第△次◇◇建設工事（追加工事を含む）の共同施工を行うため、……………

2 特定建設工事共同企業体協定書 …………… [別添様式 2]

- (1) 第 1 条第一号 ……工事名
応募する工事件名を記載して下さい。
※ 上記 1. (4) と同じ
- (2) 第 3 条 ……事務所の所在地
番地まで記載して下さい。
- (3) 第 5 条 ……構成員の住所及び名称
構成員全員（代表者を含む）の住所、名称（受任した支店等の場合はその支店等）を記載して下さい。
- (4) 第 6 条 ……代表者の名称
企業体の代表者を記載して下さい。受任した支店等まで記載する必要はありません。
- (5) 第 8 条 ……構成員名称、出資の割合
構成員の名称を記載して下さい。受任した支店等まで記載する必要はありません。各構成員の出資の割合は 2 社の場合は 20%以上としてください。ただし、代表者の出資の割合は構成員中最大になるようにして下さい。
- (6) 第 11 条 ……取引金融機関
企業体としての取引銀行名、本支店名を記載して下さい。

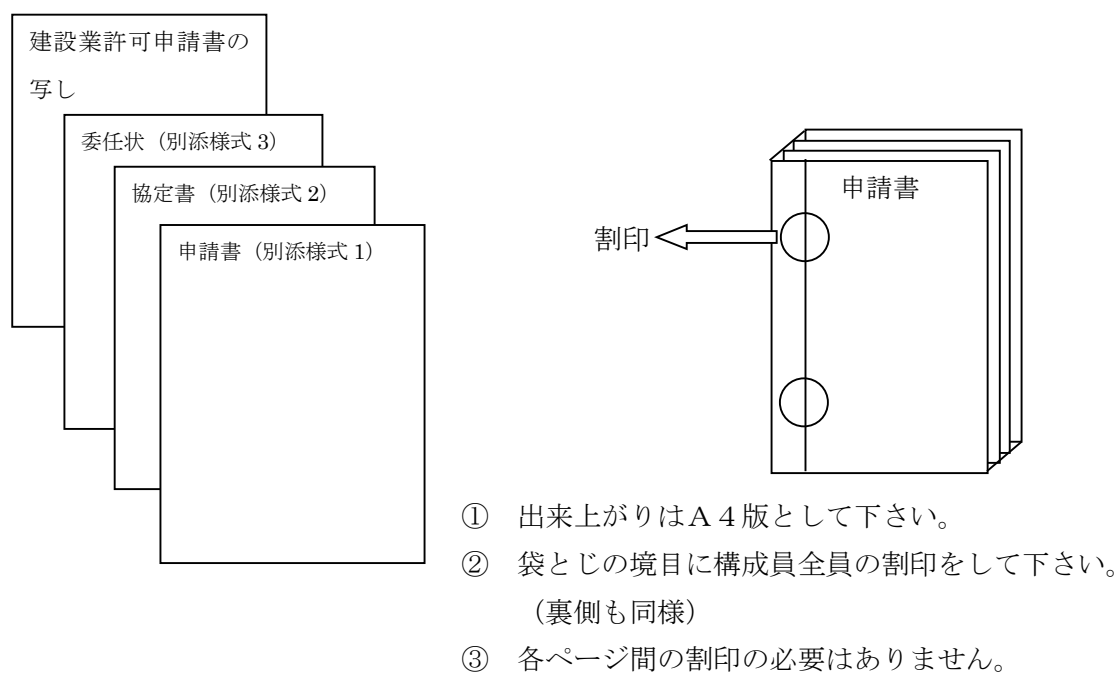
3 委任状 …………… [別添様式 3]

- 応募する工事件名を記載して下さい。

4 綴り方等

作成した書類は図のように綴り、左側を袋とじして下さい。なお、これらの書類には収入印紙を添付する必要はありません。

また、申請書は**A 4 版**で作成して下さい。



【注意】

上記の袋とじ書類は「共同請負入札参加資格審査申請書」に関するものであり、上記書類以外の資料は袋とじする書類に含めないようにお願いします。

(別添様式 1)

共同請負入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社

支社長 小澤 誠一 殿

(共同企業体の名称) ○○・○○建設工事共同企業体

代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

この度、連帯責任によって「R 8 ー美浜町運動公園整備工事」の共同施工を行うため、特定建設工事共同企業体協定書の写し及び委任状を添えて、当該工事の一般競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

以 上

(別添様式 2)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

一 独立行政法人都市再生機構発注に係る R 8 ー美浜町運動公園整備工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び追加工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

二 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行△△支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日まで

は脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものとあるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを順用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第19条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか1社は、上記のとおり〇〇建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

(別添様式3)

委 任 状

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社

支社長 小澤 誠一 殿

(共同企業体の名称) ○○○○建設工事共同企業体

共同企業体 住 所

構 成 員 商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

共同企業体 住 所

構 成 員 商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

私は、次の共同企業体代表者を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構との「R 8－美浜町運動公園整備工事」の契約について、下記の権限を委任します。

受 任 者 住 所

共同企業体代表 商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

記

(委任事項)

- 1 見積及び入札について
- 2 契約に関すること
- 3 支払金の請求及び領収について

以 上

提出日： 年 月 日

質 問 書			
工 事 名：	R 8－美浜町運動公園整備工事		
商号又は名称：	〇〇〇〇		
住 所：	〇〇〇〇		
代 表 者 名：	〇〇 〇〇		
担 当 者 名：	〇〇 〇〇	連 絡 先：	〇〇〇－〇〇〇〇
図面番号等		質問事項	

〇/〇

(注) 図面等が必要な場合は、添付すること。

評価項目、評価基準及び得点配点等について

1) 施工実績 (最大30点)

(i) 企業の実績について

評価項目		評価基準	配点	得点
企業の実績	過去 15 年間の舗装工事 (2,500m ² 以上) 及び排水工事 (200m 以上) 又は樋管工事 (管径 600mm 以上) の施工経験の有無	実績が 5 件以上あり	5	／5
		実績が 2 件以上あり	2	
		実績が 1 件のみ (入札参加資格と同等)	0	
	過去 3 年間 (令和 5 年 4 月 1 日から掲示日まで) の当機構土木工事 (注 1) 国交省各地整等の一般土木工事における優良工事表彰の有無	当機構の表彰実績あり	5	／5
		国交省の表彰実績あり (局長表彰)	3	
		県又は政令指定都市の表彰あり	3	
		表彰の実績なし	0	
	過去 3 年間 (令和 5 年 4 月 1 日から掲示日まで) の当機構土木工事 (注 1) における工事成績評定の平均点 (注 3)	■ : 81 点 (□ : 76 点) 以上	5	／5
		■ : 79 点 (□ : 74 点) 以上、■ : 81 点 (□ : 76 点) 未満	3	
		■ : 77 点 (□ : 72 点) 以上、■ : 79 点 (□ : 74 点) 未満	2	
		■ : 75 点 (□ : 70 点) 以上、■ : 77 点 (□ : 72 点) 未満	1	
		■ : 75 点 (□ : 70 点) 未満 (実績なしを含む)	0	
	ISO 認証取得状況及び企業の地球環境配慮への取組み (注 4)	以下の項目について 2 つ以上該当 ・ ISO9001 又は ISO14001 認証取得あり ・ 環境報告書の公表 ・ 社会貢献活動に係る取組みの公表 (SDGs の取組みの公表を含む)	5	／5
		以下の項目について 1 つ該当 ・ 環境報告書の公表 ・ 社会貢献活動に係る取組みの公表 (SDGs の取組みの公表を含む)	2.5	
		上記以外	0	

社会・地域貢献度等	ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する認定等の有無（注5）	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナえるぼし	5	/5 ※5
			えるぼし3段階目	4	
			えるぼし2段階目	3	
			えるぼし1段階目	2	
			行動計画	1	
		次世代法に基づく認定（トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業）等	プラチナくるみん	5	
			くるみん（R7.4.1以降の基準）	4	
			くるみん（29.4.1～R7.3.31までの基準） トライくるみん	3	
			くるみん（H29.3.31までの基準）	2	
			行動計画	1	
		若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		4	
		上記認定のいずれの認定も受けていない		0	
	地元企業（注6）の活用状況	当該工事で地元企業を1次下請として活用予定あり。	5	/5	
		当該工事で地元企業の1次下請活用なし	0		
			イ 得点小計		／30

(ii) 配置予定技術者の実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
過去 15 年間の舗装工事 （2,500m ² 以上）又は排水 工事（200m以上）又は樋 管工事（管径 600mm 以上） の施工経験の有無	同種工事で主任（監理）技術者、現場代理人又は、 担当技術者としての経験が 3 件以上あり	5	/5
	同種工事で主任（監理）技術者、現場代理人又は、 担当技術者としての経験が 1 件以上あり	2	
	同種工事で主任（監理）技術者、現場代理人又は、 担当技術者としての経験が 1 件のみ	0	
過去 3 年間（令和 5 年 4 月 1 日から揭示日まで）に従事 した当機構土木工事（注 1）、国交省各地整等の一般 土木工事における優良工事 表彰の有無（注 2）	主任（監理）技術者又は現場代理人として 当機構の表彰工事に従事した実績あり	10	/10
	配置技術者として当機構の表彰工事に従事した実績 あり	5	
	主任（監理）技術者又は現場代理人として国交省の表 彰工事に従事した実績あり（局長表彰）	5	
	主任（監理）技術者又は現場代理人として県又は政令 指定都市の表彰工事に従事した実績あり	3	
	表彰工事に従事した実績なし	0	
過去 3 年間（令和 5 年 4 月 1 日から揭示日まで）に従事 した当機構土木工事（注 1） における工事成績評定の平 均点（注 2、3）	■：81 点（□：76 点）以上	10	/10
	■：79 点（□：74 点）以上、■：81 点（□：76 点） 未満	7	
	■：77 点（□：72 点）以上、■：79 点（□：74 点） 未満	4	
	■：75 点（□：70 点）以上、■：77 点（□：72 点） 未満	2	
	■：75 点（□：70 点）未満（実績なしを含む）	0	
継続教育（CPD）の取組状 況（注 7）	団体推奨単位数以上を取得	5	/5
	団体推奨単位数の 70%以上を取得	2.5	
	団体推奨単位数の 70%未満以下の取得	0	
	ロ 得点小計	/30	
	イ＋ロ 得点小計	/60	
	加算点（評価点計×30/60）	/30	

※配置予定技術者の実績については、本工事において監理技術者として配置を予定する技術者の実績をもって評価する。配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び施工実績を記載した場合は、配置予定の技術者ごとに配置予定技術者の評価を行い、合計点の最も低い者の得点を予定技術者に係る得点とする。

(注1) 当機構土木工事とは、当機構が発注した工事種別「土木」の工事である。

(注2) 優良表彰工事、工事成績評定における配置予定技術者の従事した実績は、担当技術者（1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者）以上で当該工事における過半以上の従事期間であること。

(注3) 過去3年間の成績評定は、当機構発注「土木」工事におけるR5・R6・R7年度及び本工事の揭示日までの通知日の成績評定とする。ただし、実績件数が6件以上ある場合については、通知日で直近5件の工事の平均点とし、小数点以下を切り捨て整数止めとする。直近5件目の工事が複数ある場合、それらを含めた平均点とする。また、「□：工期末が令和6年9月30日以前の工事」、「■：工期末が令和6年10月1日以降の工事」とし、□の対象となる工事は、通知された点数に5点を加えた点数をもとに平均点を算出する。

枠組み協定型一括入札方式による工事は、それぞれの工事を1件の工事として取り扱う。

(注4) 「ISO9001又はISO14001認証」は認証の写しを添付すること。

「環境報告書の公表」は自社HP等を通じて対外的に公表していることが確認できる資料を添付すること。

「社会貢献活動に係る取組みの公表（SDGsの取組みの公表を含む）」はSDGs（持続可能な開発目標）の17の目標のうち、特に地球環境配慮に資するものとして、以下の6つの目標を評価の対象とすることを標準とする。

- ・目標6：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
 - ・目標7：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
 - ・目標12：持続可能な生産消費形態を確保する
 - ・目標13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 - ・目標14：持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 - ・目標15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 上記に掲げるSDGsのうち、競争参加資格確認申請書又は添付申請資料において以下の取組みが確認できるものを評価する。

- ・自社HP等を通じて対外的に公表していることが確認できる
- ・それぞれのSDGsに対し、効果的な取組みであることが具体的に確認できる
- ・取組み事例に関する履行状況（効果、導入後の状況等）が確認できる

(注5) ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する以下のいずれかの認定証（認定マークが判別できる写し）を添付すること。

また、【別記様式6-1】及び【6-2】を提出すること。複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

- ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし・プラチナえるぼし認定）
- ・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定）
- ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する以下のいずれかの認定を有すること。複数

(注6) 地元企業とは愛知県知多郡美浜町内に建設業法における本・支店又は営業所のある企業とする。

提出書類としては、1次下請予定企業への契約予定工事の概要（様式自由）、並びに1次下請予定企業の建設業法の許可証の写しを提出すること。「地元企業の活用状況」が資料受付時と異なり履行されなかった場合、工事成績を5点減点する。なお、工事施工時に資料受付時の企業では当該工事が行われず、別の地元企業にて実施されたことが確認できた場合は、工事成績は減点を行わない。

(注7) 継続教育（CPD）の取組状況とは、（公社）日本技術士会、（公社）土木学会、（一社）全国土木施工管理技士連合会、（公社）地盤工学会（※造園工事の場合、前記に（公社）日本造園学会を加える）による令和7年度の継続教育における取得単位数を評価するものであり、推奨単位数については各団体HP等からご確認ください。

詳細条件審査型一般競争入札参加資格確認申請 書類作成の手引き

「R 8－美浜町運動公園整備工事」に係る競争参加資格の確認について提出する書類は、この手引に基づいて作成、提出してください。

1. 申請書の提出について

- (1)申請書類は、2に定める書類を、3に定める方法に基づき提出して下さい。
- (2)添付資料も含め、書類はすべてA4サイズで作成して下さい。
- (3)書類作成及び提出に要する費用は提出者の負担とします。
- (4)提出部数は1部とします。

2. 提出書類

□競争参加資格確認申請書・・・・・・・・【別記様式1】

- (1) 令和7・8年度の「有資格者名簿」の該当部分の写し
又は、特定建設共同企業体の競争参加資格の認定通知書（写し）
- (2) 対象工事の施工実績 ・ ・ ・【別記様式2】
- (3) 上記(2)の工事が確認できる CORINS や工事請負契約書等(写し)
- (4) 上記(2)の工事が確認できる図面等（写し）
- (5) 配置予定技術者の施工実績 ・ ・ ・【別記様式3】
- (6) 1級土木施工管理技士等の証明書（写し）
- (7) 監理技術者資格者証（写し）
- (8) 技術者の工事経験が確認できる従事役職等（写し）
- (9) 上記(5)の工事が確認できる工事請負契約書等（写し）
- (10) 上記(5)の工事が確認できる図面等（写し）
- (11) 企業の施工実績、配置予技術者の施工実績 ・ ・ 【別記様式4-1、4-2】

注1) 対象工事の施工実績及び技術者の資格・工事経験等が確認できる書類として、契約書、設計図書の一部及び免許証、資格証等の書類を提出すること(いずれも写し)。

ただし、当該工事の施工実績として記載された工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されており、上記内容が確認できる場合は、設計図書を省略できる。（CORINS 登録内容の写しを提出すること）。

なお、民間工事については、請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく「特定元方事業者の事業開始報告」の写しを提出すること。（※民間工事に関するすべての書類については、原本確認を行いますので持参すること。）

注2) 提出する工事概要・工事内容等が確認できる設計図書の一部(写し)。図面はA3版に縮小し、A4版に折り込む。工事件名等の文字が判別できないような場合は、全体図の他に確認できる部分を拡大コピー等した図面を添付すること(工事名称及び発注機関等も確認できるようにコピーすること)

注3) CORINS 登録がされている場合でも監理技術者資格者証の有効期限を確認するため、資格者証の写しは、必ず添付すること。

注4) 配置予定技術者に係る対象工事の経験において、従事役職〔現場代理人又は主任技術者（監理技術者）〕の証明書類は必ず提出すること。〔CORINS 登録の写し又は現場代理人届の

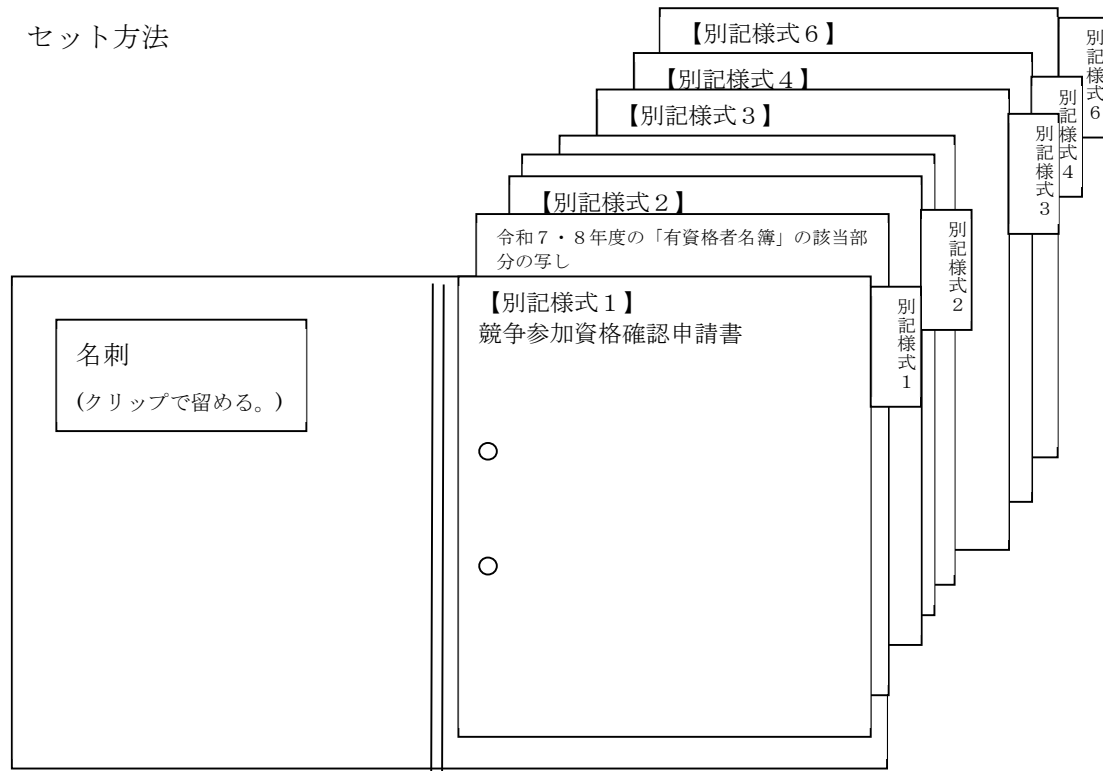
写し・主任技術者届の写し・監理技術者届の写し又はこれらと同等の証明書類など。]

注5) 対象工事の施工実績と配置予定技術者の工事経験を確認する工事が同一の場合は、重複する図書等は省略することができます。

注6) 【別記様式2】、【別記様式3】、【別記様式4-1】及び【別記様式4-2】について、書面等で説明できること。

- (12) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標に係る適合状況（【別記様式6-1、6-2】）に該当する項目がある場合は、証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

3. セット方法



- A4版ファイル（左側2穴）に綴じ、ファイルの裏表紙に名刺をクリップ留する。
- 設計図書：A3版に縮小し、A4版に折り込む。同種工事の確認部分に赤字でマーク。
- 各様式の最初のページにインデックスをつける。

4. その他の提出物

紙入札で参加する場合は、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金（460円）の切手を貼った長型3号封筒1通を併せて提出すること。なお、資料を提出した確認が必要な場合には、【別記様式1】の写しに機構受付印を押して返却するので、【別記様式1】の写しを用意し、その旨受付会場で申し出ること。

5. 提出期間

提出場所及び提出方法については、掲示文兼入札説明書8(2)を確認すること。

以 上

【別記様式 1】

(用紙 A 4)

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長 小澤 誠一 殿

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

令和 8 年 9 月 29 日付で掲示のありました「R 8 - 美浜町運動公園整備工事」に係る競争参加資格について確認されたく、下記書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

別記様式 2	入札説明書 8 (4) ①に定める施工実績を記載した書面
別記様式 3	入札説明書 8 (4) ②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面 〔専任特例 2 号を配置する場合は届出書を含む〕
別記様式 4 - 1	入札説明書 8 (4) ①に定める企業の施工実績
別記様式 4 - 2	入札説明書 8 (4) ②に定める配置予定技術者の施工実績
別記様式 7	入札説明書 8 (3) に定める見積価格書
別記様式 5	入札説明書 8 (6) に定める社会保険等加入又は適用除外を証明する書面

- ※ 1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担 当 者（会社名・部署名・氏名）：
- ※ 2 責任者連絡先（電話番号） 1 ： Email
担当者連絡先（電話番号） 2 ： Email
- ※ 1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
- ※ 2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号＋内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は1回線の記載も可。

様式 1 ・建設業許可通知書

- ・掲示文兼入札説明書 4 (2) に定める令和 7・8 年度競争参加資格の登録状況
（土木工事 A 等級又は B 等級の認定を受けているもの）
本競争に必要な「（工種等・等級）」の登録状況（申請日時点）：以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり
□申請中⇒□新規又は更新 □工種等又は地区追加（該当する場合、登録番号を記載）
□済⇒登録番号を記載し有資格者名簿等の該当部分を提出

登録番号						
------	--	--	--	--	--	--

- ・紙入札方式にて入札に参加する場合は、返信用封筒として表に申請者の住所・会社名・担当者を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出すること。
（電子入札で参加する場合は不要）
- ・本工事に対応する建設業法許可業種に係る営業年数 5 年以上を確認するものとして、現在及び前回の建設業許可通知書を添付してください。

【別記様式 2】

(用紙 A 4)

同種の工事の施工実績

会社名 _____

項 目		施 工 実 績 事 例
工 事 等 名 称 等	工 事 名 称	
	発注機関名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	総額 百万円 (出資比率分 % 百万円)
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態等	(1) 単独 (2) 共同企業体 (出資比率 %)
工 事 概 要 等	工事種別及び 内容	
	施 工 数 量	

(注 1) 施工実績は揭示文兼入札説明書 4 (10) に示す同種工事について記載すること。

(注 2) 施工実績を証する次の書類を添付すること

- ①「工事实績情報システム (CORINS)」で証明できる場合は、契約書に代えて CORINS 登録データ (竣工時) の写し
 ②CORINS データが無い場合もしくは CORINS に工事内容・数量が示されていない場合は、工事請負契約書 (写し)、
 設計図書の一部 (写し) 等

※契約書、設計図書 (一般図程度) は A4 又は A3 に縮小したものを添付すること。

ただし、添付する設計図書の中で工事概要が確認できる部分に赤字でマークし、根拠等を適宜添付すること。

(注 3) 施工実績は平成 23 年度以降 (過去 15 年間) に完成した工事

(注 4) 専任特例 2 号を配置する場合、専任特例 2 号に関する届出書様式ー 2 を合わせて提出すること。

(注 5) 様式の最初のページには、インデックスをつけること。

【別記様式3】

(用紙A4)

配置予定技術者等の資格・工事経験

会社名 _____

同種工事の施工実績		※入札説明書4(12)②に示す対象工事の施工実績についての記載
配置予定者の氏名		主任（監理）技術者 ○○ ○○
最 終 学 歴		○○大学 ○○科 ○○年卒業
法令による資格・免許		一級○○施工管理技士（取得年及び登録番号） 監理技術者資格（取得年及び登録番号） 監理技術者講習（取得年及び修了証番号）
同 種 の 工 事 経 験 の 概 要	工 事 名 称	
	発注機関名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人・主任（監理）技術者・担当技術者 従事期間（ 年 月 日 ～ 年 月 日）
	工 事 内 容	

（注1）配置予定技術者ごとに、本資料を作成すること。

（注2）氏名欄には、主任技術者・監理技術者の別を記入すること。

（注3）同種工事の実績は、平成23年度以降に完成した工事とする。

（注4）配置予定技術者とは、主任技術者又は監理技術者をいう。

（注5）添付資料

- 1) 工事名称等及び工事概要が確認出来る、①「工事実績情報システム（CORINS）」で証明できる場合は、契約書に代えてCORINS登録データ（竣工時）の写し、②CORINSデータが無い場合もしくはCORINSに工事内容・数量が示されていない場合は、工事請負契約書（写し）、設計図書の一部（写し）等。※添付する設計図書の中で工事概要が確認できる部分に赤字でマークし、根拠等を適宜添付すること。
- 2) 配置予定者の、③一級技術検定合格証明書（写し）、④監理技術者資格証（写し）、⑤提出以前に3ヶ月以上の雇用関係を確認する資料（写し：保健証等）を添付
- 3) 共同企業体の構成員としての実績の場合は、共同企業体協定書（写し）

企業の施工実績

会社名 _____

項 目	施 工 実 績 事 例		
過去3年間(令和5年4月1日から 掲示日まで)に当機構「土木」 工事又は国土交通省各地方 整備局発注の「一般土木」工 事における優良工事表彰の有 無	実績 あり なし 【発注機関】都市再生機構〇〇支社 【工事件名】□□地区〇〇整備工事 【表彰年月日】〇〇年〇〇月〇〇日		
過去3年間(令和5年4月1日 から掲示日まで)の当機構「土 木」工事における工事成績評 定の平均点	評定点	対象工事件名	評定通知日(降順)
	00点	〇〇工事	R5. 1. 1 (例)
	00点	〇〇工事	R4. 12. 1 (例)
	00点	〇〇工事	R4. 4. 1 (例)
	00点	〇〇工事	R3. 10. 1 (例)
	00点	〇〇工事	R3. 4. 20 (例)
	〇件；平均点00点(少数点以下切捨て)		
I S O 認証取得状況及 び企業の地球環境配慮 への取組み	・IS09001又はIS014001認証取得 あり・なし ・環境報告書の公表 あり・なし ・社会貢献活動に係る取組みの公表 あり・なし (SDGsの取組みの公表を含む)		
地元企業の活用状況	地元企業を一次下請けとして活用予定 あり ・ なし		
ワーク・ライフ・バランス等の 推進企業を評価する認定の有 無	あり ・ なし		

配置予定技術者の施工実績

会社名

配置予定者の氏名	〇〇 〇〇		
過去3年間(令和5年4月1日から 揭示日まで)に当機構「土木」工 事に従事した立場での優良工事 表彰又は国土交通省各地方整備 局発注の「一般土木」工事におけ る優良工事表彰の有無	実績 あり なし 【発注機関】都市再生機構〇〇支社 【工事件名】□□地区〇〇整備工事 【表彰年月日】〇〇年〇〇月〇〇日 【従事役職】監理技術者		
過去3年間(令和5年4月1日 から揭示日まで)の当機構「土 木」工事における工事成績評定 の平均点	評定点	対象工事件名	評定通知日(降順)
	00点	〇〇工事	R4. 1. 1
	00点	〇〇工事	R3. 12. 1
	00点	〇〇工事	R3. 4. 1
	00点	〇〇工事	R2. 10. 1
	00点	〇〇工事	R2. 4. 20
	〇件；平均00点（少数点以下切捨て）		
継続教育（CPD）の取組状況	実績 あり なし 【証明書発行機関】(社) 〇〇〇 取得ユニット数 □Unit 推奨単位数 △Unit □/△=75%		

【別記様式 5】

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社

支社長 小澤 誠一 殿

住 所

商 号

代表者

元請適用除外誓約書

別紙の理由により、「R 8－美浜町運動公園整備工事」の競争入札に関し、当社は、〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

(健康保険・厚生年金保険)

☐ 従業員 5 人未満の個人事業所であるため。

☐ 従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

☐ その他の理由

--

(「その他の理由」を選択した場合)

令和〇年〇月〇日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

☐ 役員のための法人であるため。

☐ 使用する労働者の全てが 65 歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。

☐ その他の理由

--

(「その他の理由」を選択した場合)

令和〇年〇月〇日、関係機関（ハローワーク〇〇 〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

【別記様式6－1】

住 所
商号又は名称
代表者氏名

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、様式6-2の様式を使用すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- プラチナえるぼしの認定を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。 【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「プラチナくるみん」の認定を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「トライくるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「トライくるみん認定」（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和7年4月1日以後に策定又は変更しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。 【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

- 「ユースエール認定」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】

【別記様式6－2】

住 所
商号又は名称
代表者氏名

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況
(「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同
要綱の対象となる外国法人の場合)

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の
写し）を添付すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- プラチナえるぼしの認定を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を
満たしている。 【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を
満たしている。 【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を
満たしている。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、
常時雇用する労働者が100人以下である。 【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「プラチナくるみん」の認定を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「トライくるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「トライくるみん認定」（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和7年4月1日以後
に策定又は変更しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。 【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

- 「ユースエール認定」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】

見積価格書作成要領

「R 8－美浜町運動公園整備工事」に関する見積価格書の作成については入札公告時に掲示する掲示文、入札説明書等及び入札（見積）心得書の記載事項及び本要領に基づき作成し提出してください。

記

1 作成方法

- (1) 設計図書他交付資料に基づき、疑義を質問書にて明らかにした上で見積価格書を作成してください。
- (2) 見積価格書は交付資料の CD データに格納された見積価格書【見積様式 1】に準じて作成してください。
- (3) 見積価格書内にて一式計上となる項目は可能な限り詳細内訳書を別添するか、摘要欄又は備考欄に金額の根拠を明記してください。
- (4) 提出する見積価格は、実勢価格又は取引予定価格を記載してください。
- (5) 見積価格書の内容によって、さらに詳細な見積内訳の提出を求める場合があります。特に、平常時の施工価格を著しく上回る項目については、根拠資料の提出をお願いします。
※根拠資料とは採用を予定する協力会社から収集する見積り又は直近に契約を交わした契約書類等により、単価及び価格が確認できる資料をいう。
- (6) 見積活用方式による見積価格の事後確認のため、見積価格及び実績価格を記載した実績価格調査票【見積様式 2】を、当該単価における価格確定後（下請契約後等）速やかに提出をお願いします。

2 提出書類

見積価格書	1 部
根拠資料（様式は任意）	1 枚
上記 Excel データ（CD-R）	1 枚

※参考資料の提出は不要です。

3 提出期限

入札説明書に記載のとおり。

4 提出場所

入札説明書に記載のとおり。

5 提出方法

入札説明書に記載のとおり。

6 作成にあたっての注意事項

- (1) 見積もり提出内容に不備・不明事項等ある場合には採用できない場合もあります。
- (2) 見積価格書作成にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行わないこと。また、競争を制限する目的で他の者と価格についていかなる相談も行わずに見積り書を提出すること。
- (3) 提出された見積価格書の金額と入札時に提出された工事費内訳書との間に著しい乖離が認められる場合は、開札後、確認できる資料を追加で求めるか、又はヒアリング等により内容を確認する場合がある。
- (4) 見積価格の記載又は根拠資料の提出ができない場合は、その理由について記載のうえ提出をお願いします。
- (5) 提出いただいた見積価格書及び根拠資料は、積算の目的以外に使用しません。

以 上

見積価格書

工事名称：R 8－美浜町運動公園整備工事

令和 年 月 日

住所：

商号又は名称：

代表者氏名：

印

見 積 価 格 書

工事名称：R8－美浜町運動公園整備工事

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価(円)	備考
直接工事費								
整地	整地土工	掘削工	掘削	土砂(押土有)	m3	1,750		
			押土(ルーズ)	土砂(仮置き土)	m3	12,100		
		盛土工	路体盛土	流用土	m3	12,500		
		土砂等運搬工	土砂等運搬	土砂	m3	9.43		場内処分
排水	雨水樹工	樹設置工	集水樹-1	□500 蓋T-6	箇所	19		
			集水樹-2	□500 蓋T-20	箇所	5		
	雑工作物工	側溝工	U型側溝-1A	落蓋歩道用-250×250	m	159		
			U型側溝-1B	落蓋車縦断用-250×250	m	223		
			U型側溝-1C	落蓋車横断用-250×250	m	30.2		
			U型側溝-2A	落蓋歩道用-300×300	m	196		
			U型側溝-3C	落蓋車横断用-300×400	m	3.00		
			自由勾配側溝-3	VS-300×300～400 L=10.8m	式	1		
		管渠工	VU250	硬質塩化ビニル管 VUφ250	m	59.6		
			VU300	硬質塩化ビニル管 VUφ300	m	49.5		
	カルバート工	プレキャストカルバート工	プレキャストボックス	1100×1600 L=83.88m	式	1		
			点検孔工	No.3 点検孔	箇所	1		
				No.4 点検孔	箇所	1		
				No.2 点検孔(蓋嵩上げ)	箇所	1		
			接続樹工	接続樹-2 嵩上げ蓋	箇所	1		
			接続工		箇所	1		
		水替工	ポンプ排水	水中ポンプ 口径φ250	箇所	1		40日
			常時排水	発電機100KVA 9台	日	40		
	排水土工	作業土工	構造物土工		式	1		
舗装	車道舗装工	アスファルト舗装工	アスファルト舗装-1	t=4-15cm	m2	7,570		
	歩道舗装工	透水性舗装工	透水性アスファルト舗装-1	表層のみ	m2	448		
			透水性アスファルト舗装-1	t=4-15-5cm	m2	564		
			透水性アスファルト舗装-2	t=3-10-5cm	m2	63.7		
		土系舗装工	真砂土舗装	t=10-15cm	m2	9,680		

独立行政法人都市再生機構中部支社
住宅経営部 担当部長 松本 知彦 殿

会 社 名
現場代理人

印

実績価格調査票の提出について

標記について、R 8－美浜町運動公園整備工事の見積書を提出します。

見積もりの提出を求め活用する方式による項目等の事後確認

区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	見積価格(税抜)		実績価格(税抜)		備考
							単価	金額	単価	金額	
											※見積価格と実績価格に大きな開差がある場合は理由を記載

記載にあたっての留意事項

- 1) 見積もりの提出を求める方式による見積価格の事後確認のため、見積価格及び実績価格を記載のうえ、工事契約後、速やかに提出すること。
- 2) 見積価格は、見積書に記載した価格を記入すること。
- 3) 実績価格は、工事契約後に協会社等と実際に契約した単価及び価格について記載すること。

別紙 1

低入札価格調査について

- 1 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 366 条第 2 項の規定に基づき定められた、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、低入札価格調査を実施する。

ここで、調査基準価格は、予定価格の決定の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100/110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に 100/110 を乗じて得た額をいう。）に 9.2/10 を乗じて得た額を超える場合にあっては 9.2/10 を乗じて得た額とし、入札書比較価格に 7.5/10 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 7.5/10 を乗じて得た額とする。

- イ 直接工事費に 97%を乗じて得た額
- ロ 共通仮設費に 90%を乗じて得た額
- ハ 現場管理費に 90%を乗じて得た額
- ニ 一般管理費に 68%を乗じて得た額

- 2 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

- 3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- イ 当該価格により入札した理由
- ロ 契約対象工事付近における手持工事の状況
- ハ 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- ニ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- ホ 手持資材の状況
- ヘ 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- ト 手持機械数の状況
- チ 労務者の具体的供給見通し
- リ 過去に施工した機構発注工事名（他支社等の発注分を含む。）
- ヌ 経営内容
- ル イからヌまでの事情聴取した結果についての調査検討
- ヲ リの機構発注工事の成績状況
- ワ 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- カ 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- ヨ その他必要な事項

- 4 低入札価格調査の対象者のうち、入札価格が調査基準価格未満の者は、調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して 5 営業日以内に次に定める様式による資料及びその添付書類を提

出すること。作成に際しては別添の作成要領（各様式共通）に従い作成すること。

- イ 当該価格で入札した理由（様式１）
- ロ 積算内訳書（様式２－１）
- ハ 手持工事の状況（様式６－１、様式６－２）
- ニ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式７）
- ホ 手持ち資材の状況（様式８－１）
- ヘ 資材購入予定先一覧（様式８－２）
- ト 手持ち機械の状況（様式９－１）
- チ 機械リース元一覧（様式９－２）
- リ 労務者の確保計画（様式10－１）
- ヌ 工種別労務者配置計画（様式10－２）
- ル 施工体制台帳（様式１５）
- ヲ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式１６）
- ワ 経営内容（過去3年間の貸借対照表及び損益計算書）
- カ 確約書（様式１７）

5 必要に応じ、４以外の説明資料の提出を求めることがある。

6 当該調査の結果は、公表することがある。

以 上

別紙 2

追加資料等作成要領

(各様式共通)

- 1 入札者は、契約担当役があらかじめ指定した期日までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
- 2 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、契約担当役が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
- 3 入札者は、契約対象工事に関して技術提案資料等を提出している場合、各様式に提出済資料の記載内容と異なる内容を記載してはならない。
- 4 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、入札者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）。
- 5 契約担当役は、発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、必要に応じ、各様式ごとに提出すべきことを記した添付書類以外にも、入札者によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するために別途の説明資料の提出を求めることがある。

様式 1 当該価格で入札した理由

記載要領

- 1 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記載する。
- 2 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する（以下の様式によっては自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）
なお、当該価格で入札した結果、安全で良好な施工を行うことは当然のことである。

様式 2-1 積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①

記載要領

- 1 以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
- 2 契約対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても計上するものとする。
- 3 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者（入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう。以下同じ。）等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なもの

とする。

- 4 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
- 5 現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上するものとする。このうち、様式 5 に記載する技術者及び様式 14-4 に記載する自社工員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。
- 6 一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。
- 7 入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額（上記 3 の定めに従って計上したもの）を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
- 8 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。

添付書類

- 1 本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領 6 により別計上とした技術者及び自社工員の交通誘導員に対する過去 3 月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し及び過去 3 月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。
- 2 上記 1 の添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。

（注）本様式は、積算内訳書として提出するものとする。

様式 6-1 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

記載要領

- 1 本様式は、契約対象工事現場付近（半径 10km 程度）の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。
- 2 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかについて根拠を含めて計数的に明らかにする。

添付資料

- 1 本様式に記載した手持ち工事の場所と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようにする。
- 2 当該手持ち工事に関する契約書の写しを添付する。

様式6－2 手持ち工事の状況（対象工事関連）

記載要領

- 1 本様式は、契約対象工事と同種の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。
- 2 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかについて根拠を含めて計数的に明らかにする。

添付資料

当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

様式7 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係

記載要領

- 1 本様式は、入札者の事務所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものについて作成する。
- 2 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、契約対象工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費などどの経費をいくら縮減できるかについて根拠を含めて計数的に明らかにする。

添付書類

- 1 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等と契約対象工事箇所との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事箇所までの距離及び連絡経路が分かるようにする。
- 2 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等の存在及び権原を証明する登記関係書類又は賃借権を定めた契約書の写しを添付する。

様式8－1 手持ち資材の状況

記載要領

- 1 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。
- 2 「単価（原価）」欄には、手持ち資材の原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。
- 3 「調達先（時期）」の欄には、手持ち資材を調達した際の調達先とその時期を記載する。

添付書類

- 1 本様式に記載した手持ち資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び資材全体が分かるよう撮影したもの）を添付する。
- 2 本様式に記載した手持ち資材について、調達時の価格が確認できる契約書等の写しを添付する。

様式8－2 資材購入予定先一覧

記載要領

- 1 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
- 2 「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
また、取引年数を（ ）書きで記載する。
- 3 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）を「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

添付書類

- 1 購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
- 2 本様式の「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
- 3 自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

様式9－1 手持ち機械の状況

記載要領

- 1 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。
- 2 「単価（原価）」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運搬経費を加えた額を記載する。

添付書類

- 1 本様式に記載した手持ち機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び機械全体が分かるよう撮影したもの）を添付する。
- 2 過去1年間の稼働状況など、本様式に記載した手持ち機械が契約対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面を添付する。
- 3 本様式に記載した手持ち機械について、原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機

械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取得時期、取得価格、評価額等の明細があきらかにされた書面及び当該年度の減価償却額（当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む。）を明らかにした書面を添付する。

様式 9－2 機械リース元一覧

記載要領

- 1 本様式は、入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。
- 2 「単価」の欄には、機械リース予定業者からリースを受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
- 3 「リース元名」の「入札者との関係」欄には、入札者と機械リース予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
また、取引年数を（ ）書きで記載する。
- 4 手持ち機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合についても本様式に記載するものとし「単価」の欄に、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額）（いずれも過去1年以内のものに限る。）等合理的かつ現実的な額を「リース元名」の欄に当該機械リース部門に関する事項を、それぞれ記載する。

添付書類

- 1 機械リース予定業者が押印した見積書及び予定業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理的かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
- 2 本様式の「リース元名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
- 3 自社の機械リース部門からリースを予定している場合は、本様式に記載した機械をリースしていることを確認できる書面のほか、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

様式 10－1 労務者の確保計画

記載要領

- 1 自社労務者と下請労務者とを区別し、自社労務者については労務単価、員数とも（ ）内に外書きする。
- 2 「労務単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。
自社労務者に係る労務単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっては、当該自社労務者に支払う予定の賃金の額を記載する。
- 3 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。
- 4 「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係

を記載する。(例) 協力会社、同族会社、資本提携会社等

また、取引年数を () 書きで記載する。

添付書類

- 1 本様式に記載した自社労務者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
- 2 自社労務者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。
- 3 下請予定業者が使用する労務者に係る労務単価の見積額が、合理的かつ現実的な金額であることを明らかにした書面は様式4の添付資料として提出する。

様式10-2 職種別労務者配置計画

記載要領

- 1 本様式には、様式10-1の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。
- 2 「配置予定人数」欄は、毎年度国土交通省が発表する「公共工事設計労務単価」の50職種のうち必要な職種について記載する。

添付書類

本様式に記載した自社労務者の職種ごとの配置計画を添付する。

様式15 施工体制台帳

記載要領

- 1 本様式は、様式4における下請予定業者の担当工事について記載する。
- 2 契約対象工事の施工に当って事業協同組合による施工を予定している場合は、担当する組合員及び担当工事について記載する。

添付書類

事業協同組合による場合は、構成組合員が確認できる資料を添付する。

様式16 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

記載要領

- 1 本様式は、過去5年間に元請として施工した同種工事の実績について記載する。この際、低入札価格調査の対象となった都市機構発注工事の実績を優先して記載するものとし、その数が20を超えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記載する。
- 2 工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。

以上

様式 1

当該価格で入札した理由

様式 6 - 1

手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

工 事 名 (工 事 地 先 名)	発注者名	工 期	金 額	備 考
				(元請、下請の別)
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

手持ち工事の状況(対象工事関連)

工 事 名 (工 事 地 先 名)	発注者名	工 期	金 額	備 考
				(元請、下請の別)
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

様式7

契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係

--

様式8-1

手持ち資材の状況

品名	規格・型式	単位	手持ち数量	本工事での使用予定量	単価(原価)	調達先(時期)

資材購入予定先一覧

工 種 種 別	品 規 名 格	単 位	数 量	単 価	購 入 先 名		
					業 者 名	所 在 地	入札者との関係 (取引年数)

手持ち機械の状況

工種・種別	機械名称	規格・型式 能力・年式	単位	数量	メーカー名	単価 (原価)	専属的使用 予定日数

様式 9 - 2

機械リース元一覧

[illegible]

様式10-2

工種別労務者配置計画

[illegible]

施 工 体 制 台 帳

[会 社 名] _____

[事業所名] _____

建設業の 許 可	許可業種	許可番号			許可（更新）年月日		
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年	月	日
		大臣 知事	特定 一般	第 号	年	月	日

工事名称 及　　び 工事内容										
発注者名 及　　び 住　　所	〒									
工　　期	自						契約日			
	至									

契 約 営 業 所	区分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険 等の加入 状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	区 分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
現 場 代理人名		権限及び意見 申出方法	
監 理 技術者名	専任 非専任	資格内容	
専 門 技術者名		専 門 技術者名	
	資格内容	資格内容	
	担 当 工事内容	担 当 工事内容	

[illegible]

確 約 書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社

支社長 小澤 誠一 殿

請負者 住 所

受注者 名 称

代表者 印

契約対象工事名 R 8－美浜町運動公園整備工事

今般、上記工事を金_____円で入札しましたが、実施にあたっては図面、仕様書等を熟知のうえ、工事が粗雑にならないよう施工することはもとより、工事内容を変更し又は追加工事をする必要がある場合においては、誠意をもってこれに対応します。

また、契約数量の変更についても、現契約率に基づく協議に応じることと、追加工事についても、今回の契約の査定（落札率）を勘案されることを了承いたします。

なお、建設業法違反、賃金不払い、下請予定業者や資材納入予定業者などの見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せすることは致しませんし、下請代金の支払遅延をしないことも併せて確約いたします。

別紙 3

確認書

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と受注者〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、下記 1 の工事（以下「工事」という。）の契約にあたり、次のとおり確認書を締結する。

第 1 確認内容

発注者は、工事の契約にあたり、受注者が低入札価格調査において履行が可能な理由として示した事項について、下記 2 の「低入札価格調査による確認事項」（別添様式 2 のとおり。以下「確認事項」という。）のとおり発注者、受注者とも確認する。

第 2 確認事項の履行

受注者は、工事の施工にあたっては確認事項を誠実に履行し、品質、安全等の確保に万全を期すものとする。

第 3 工事成績評定の厳格化

発注者は、受注者が工事施工中に確認事項の履行状況を確認し、履行されていないと判断した場合は、受注者に対して文書等による改善等の指示を行うとともに、工事成績評定点を減ずる措置を行うものとする。

記

1 契約対象工事名 : R 8 - 美浜町運動公園整備工事

2 低入札価格調査による確認事項 (別紙)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 愛知県名古屋市中区栄四丁目 1 番 1 号
独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長 〇〇 〇〇 印

受注者 社名
代表取締役 〇〇 〇〇 印

別添

低入札価格調査による確認事項

低入札価格調査により履行可能な理由として示した事項は以下のとおりである。

1 ○○○に関すること。

- ① △▽▲▼
- ② ◇◆◇◆
- ③

2 ◎◎◎に関すること。

- ① △▽▲▼
- ② ◇◆◇◆
- ③

3 ※※※に関すること。

記載要領

- 1) 工種・項目に分けて内容を具体的に記載することとし、この別紙については任意の様式としても構わない。
- 2) 低入札価格調査時にヒアリングした内容で施工体制、材料調達、安全管理、工事計画、技術的な提案等は、確認方法を考慮した記載方法を工夫する。

以 上

令和 年 月 日

人員の配置を示す計画書
(専任特例 2 号)

1 対象期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2 配置技術者情報

建設業者	名称	
	所在地	
監理技術者※	氏名	
	資格 (資格番号)	(号)

3 建設工事 1 (当該工事)

工事名称		
工事現場住所		
工期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
工事着手日	令和 年 月 日	
建設工事の内容		※建設工事 29 種より
監理技術者補佐※	氏名	
	所属会社	
	資格 (資格番号)	(号)
	業務内容	
	連絡先 (電話・メール)	
	情報通信技術を使用した連絡体制	

※ 3ヶ月以上の雇用が証明される書類（雇用証明書の写し等）を添付すること。

4 建設工事 2 (兼務する工事)

工事名称		
工事現場住所		
工期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
発注者名		
建設工事の内容		※建設工事 29 種より
監理技術者補佐※	氏名	
	所属会社	
	資格 (資格番号)	(号)
	業務内容	
	連絡先 (電話・メール)	
	情報通信技術を使用した連絡体制	
【兼務する工事の地図】 兼務する工事がそれぞれ示される地図を添付すること。また、分かりやすいようにそれぞれの工事場所に印を記載し、水平距離を記載する。		

※ 3ヶ月以上の雇用が証明される書類（雇用証明書の写し等）を添付すること。

※ 兼務する工事の発注者が兼務を認めている工事である証明として、入札説明書等を提出すること。